

今いふ古寺町の地をそのかみ河原町と呼びたりしこと知られけり。河原町の名は既にもいへる如く、元此の地邊悉く皆犀川の河原なるを、後堤防を以て築出し、町地となし、惣名を河原町と呼べり。三州志來因概覽附録に、元和丙辰街中に散在せる寺院をば泉野に聚め、古寺町(古寺町)と名づく。註に云ふ。一作寛永二年。と見ゆ、三州志隄邊餘考にも、元和二年丙辰瀧右衛門を監として、府内に散在せる寺院を卯辰山・泉野の兩所に轉集す。とあれど、寺院の移轉は、元和元年なる事、前顯の由來書共にていぢるし。又龜尾記には、寺院の移轉をば寛永十六年とす。寛永二年と記載せしものもありしか。但し寛永年間に係くるものは誤りなるべし。龜尾記に、古寺町は往昔寺院の跡なるに依りて、後々までも佛具或は五輪石などを掘出す事有之。といへり。さもあるべし。

○古寺町古傳話

此の一町は、往昔の寺跡なりし故に、古墳等の遺跡はあるべき事なり。古傳話に、山伏福藏院の向う阿部氏の邸地門脇厩の下に、古墳の石槨あるよし古來傳言せしかど、其の實

否詳かならず。然るに寛政の初め頃傳馬町下町に油屋與左衛門とて、六十有餘の老人あり。與左衛門が父は五兵衛とて、阿部氏に馬捕奉行(ハカ)してゐたりけり。其の頃厩のジシ溜の修理せし事ありて、厩の下を深く掘りたりけるに、兼々傳内をば開き見んとせしかど、阿部氏より、是は古來云ひ傳へける古墳なり、若し崇りなどありては悪かるべしと、厳しく制せられしゆゑ、元の如く埋め置きたるよし、父の咄なりと、與左衛門語れりと湯淺祇庸の話なり。此の古墳の事は龜尾記にも記載せり。按ずるに、此の町内は往昔寺院共の舊地なりしゆゑ、後々までも骨瓶を掘出す事などあれば、彼の阿部氏の邸内なる古墳も、元和以前此の地に寺院ありし頃の遺蹟などいふ説あれど、後世の墳墓ならば石槨などあるべきよしなし。此の古墳は甚だ往古の墳墓なるべく、必ず輓近の墳墓に非ざる事石槨にて知られけり。右墳墓は阿部氏の門脇なる厩の下なりといへれば、往來の傍にて今小橋天神の向ひなりしかど、明治廢藩置縣の後阿部氏此の邸地を賣却し、此の地を退去して家屋をば悉く取毀

ち、今は町家を建築して、厩の遺跡を商店と成したり。嗚呼往代如何なる貴人の墳墓ならん。若し墓誌ありて、墳墓の履歷判然せば幸甚なるを、其の儘埋め置きけるは遺憾といふべし。

○小橋菅原神社

此の社は、俗に小橋天神とも、古寺町天神とも呼べり。當社の來歴は山本基庸が書寫せし縁起一卷ありて、神社の顛末を載せたり。其の文如左。

夫當社之尊影者、傳傳天滿天神所自彫刻也。厥初鎮座河北郡吉倉邑。前社僧道安。隨託宣之告而勸請本府河原町小橋之側。此時此地民居未滿十室。實僻陋寂寞之境也。然安造建社壇。結構殿舍。壯嚴甚盛。世人稱小橋天神。近郷爲產子。而尊崇之有年於此。爾後當慶長十九年甲寅。小松黃門公有大坂之役。御局女老某(後誤)詣此社。謹禱於此役也。公速勝軍獻捷之願。且使社僧某抽精誠而禱之。然翌年乙卯大坂之役遂平。凱旋之日公即爲修報賽。以淺野將監・石川茂平爲价。奉幣物于此社。並寄附長刀・扇子等。及賜社僧某於服御之物若干。且聞此社地本爲地子役地。特永錫地子役

以爲賜地矣。自此以後年々正・五・九月。上祈禱之卷數並護。以爲常例。粵寬永八年辛未四月十四日。從社邊法船寺出火。餘燄及此社。一時罹回祿。共爲焦土。然公所寄之長刀・扇子。幸免火災。至今猶存焉。十二年乙亥五月五日。本府復大火。未營居室之前。有旨令改換寺社之地與士民之居。今謂之古寺町。當社亦有可賜換地之命。而町奉行長瀬五郎右衛門・堀三郎兵衛以書報來。時社僧某屢到官府。叩頭告社本有神託之故難離此地之狀。事達公聽。十三年丙子某月某日。命與村源左衛門・小塚藤右衛門賜所乞之社地于此處。其後歷世問此社之來由者數在。近時則延寶二年甲寅八月朔日。有命令寺社奉行永原左京・篠原織部問來由。即答以此大略。恭惟聖廟靈感之著不可勝計。乃祈之以揆文藻之才。或禱之而雪無實之冤者。古今歷々皆可記。人所共識也。何贅于此。第粗述當社之來歴如斯云爾。

嘗享保九年歲次甲辰初夏吉旦

菊田知定多年尊信聖廟。小杉喬久亦同尊崇焉。故二人相與勸院主。搜當社傳來之舊記。使中泉信祐修飾之。既脫稿之後。復儒山本基庸淨書之。裝潢裱軸既成。永納當社。以備